

第7章

対談「大震災、 どう対処するか？」

虎の門法律事務所・弁護士

(社)全日本墓園協会・主任研究員

小松初男

×

横田 睦

※『月刊石材』2011年4月号(vol.367)
巻頭特集「大震災、どう対処するか？」より

◎ 「耐震墓石」と銘打った場合は、
震度5強位で倒れてはいけない

横田睦氏（以下、横田） 東日本大震災後、一般の方から（社）全日本墓園協会にも、「お墓の建て直しをどうしたらいいのか」という問い合わせがあります。その方が、どうい状況下にあるのかはお尋ねし損ねましたが、墓石を建立した石材店の方が健在なのかどうかなど、状況によって議論は分かれてくると思います。

そこで仮に、家屋等の損壊はあったとしても墓地使用

者の方は親族含め無事で、石材店も社長をはじめ従業員さん、店舗等に被害はなく、お墓の復旧作業ができる状況にあるとします。

こうしたケースで「あなた（石屋さん）がお墓を建てたのだから、あなたに建て直して欲しい」と墓地使用者から言われた場合、石材店としては何をどこまで応じるべきなのでしょうが。

小松初男氏（以下、小松） 通常で考えると、石材店とお施主さんの契約がどどういう内容であったか、というのが重要な点です。

たとえば「災害があったとしても、5年間は墓石の損壊については無料で直します」という契約条項だとすれば、石材店側に無料修復の責任は生じてくると思います。

災害により墓地内である程度の数の墓石が倒れたという状況下でも、その災害が想定できるような大きさであれば、損害の補償という側面はあるのではないのでしょうか。

ただし、今回は未曾有の大災害ですので、こうしたケースでもその契約条項が適用されるのか、というのは議論の余地があると



福島県いわき市内にある沿岸部の墓地では、津波により、さお石から芝台まで一体となったまま倒れたお墓もあった（2011年3月27日、編集部撮影）

思います。

今回の大震災は、地震と津波ですから、「津波によって軒並み墓石が倒されてしまう状況は、契約上は想定していない」といった主張が出てくる可能性はあります。

横田 今の話であれば、5年保証という特約条項を結んでいても、契約時にはこれほどの災害を想定していなかったことから、建て替え費用については、お施主さんと石材店の協議のうえで、石材店が全額を補償するという議論には直結しない、と理解してよろしいのでしょうか。

小松 そうなると思います。

「気象庁震度階級関連解説表」には、震度5強の箇所に「多くの墓石が倒れる」と書いてあります。つまり、通常の施工方法の墓石が地震で倒れた場合には、震度5強であれば、不可抗力による自然災害と言えるのだと思います。

特約がない場合は、不可抗力による自然災害ですから、修補義務は免れると考えてよいと思います。

問題は、「耐震墓石」と銘打っている墓石です。「耐震墓石」と銘打ってしまった以上は、震度5強位で倒れてはいけないと思います。そういった意味では、津波の被害はなく、震度5強の地震で倒れた耐震墓石は、石材店には、施工に瑕疵（欠陥）ありとして修補義務が課され

たり、債務不履行（契約違反）による損害賠償義務が課せられることになると思います。

ただし、「震度5強で多くの墓石が倒れる」というても、墓石の形や立地条件によって被害状況は違ってくるでしょうから、気象庁の解説表だけに依拠することはできないかもしれません。

横田 「耐震墓石」と銘打っている墓石本体は倒れずに、地盤の液化化による傾きや沈下、津波で流されてしまった、という場合はどうなのでしょう？

小松 「耐震墓石」の範囲が墓石本体だけで、地盤は含まれていないのであれば、液化化などによる傾きや沈下は、補償の範囲にはならないでしょう。つまり、耐震墓石の構造外であれば、免責になる余地はあるということです。

耐震墓石の構造説明が具体的に書かれていて、その構造自体に瑕疵があつて倒れてしまった場合には、責任を負うことになるのだと思います。たとえばカロートの下をウレタン敷きにするなどして、「地面が液化化しても墓石は傾かない」と耐震施工をうたった場合に墓石が傾いてしまえば、施工上の欠陥になりますので責任を負わなければなりません。

「耐震墓石」と契約書にうたうのであれば、その内容は

抽象的ではなく、具体的な構造説明が必要でしょう。また実際に耐震施工をおこなったという説明も必要で、それを了承したという署名・捺印をもらっておくことが重要です。

津波による耐震墓石の倒壊については、「耐震というのは地震に関する表現であり、津波までは責任を負っていない」「地震は想定しているが、津波は想定していない」ということで、免責になるのだと思います。

細かい議論ですが、墓地使用者が「震度5弱程度で倒れたあとに、津波で流された」という映像を隔々ビデオ

などで記録として残しているなど、石材店側の落ち度を立証できた場合、石材店は責任を負わなければならないと思います。

横田 復唱することになりますが、使用者がビデオ等によつて、石材店側の一定の責任を立証することが出来た場合は、ということですね。

また別のお問い合わせで、ある一角の墓域にある墓石はある程度の数で被害が出ていたが、自分の墓石がある周りの墓域では、自分の墓石のみが倒れて納得できない、という話がありました。数年前に建立し、耐震施工として石製のタボが入っていたはずだが、そのタボは見当たらない、という状況だそうです。

小松 例外的な話なのだと思いますが、墓地使用者側が主張できるとすれば、「耐震墓石として契約したにも関わらず、震度5強の地震で倒れた。これは施工上の瑕疵がある。あるいは耐震施工についての債務不履行」ということになるのだと思います。

石材店側がそれに対抗するのであれば、「その区画だけ特殊な揺れだった。あるいは、地盤が特殊だった」ということを証明しなければ



宮城県沿岸にある墓地のようす。津波で大きな被害が出た（地元石材店提供、2011年3月24日撮影）

ばならないと思います。

◎隣の墓所の賠償責任

横田 立証する責任の所在など、やはり個別の状況によるということがわかりました。はじめにお断りしましたが、現段階では具体的な状況が明らかになっておりません。今後、もう少し、問題点を整理した上で、改めて先生のご見をおうかがいした方がよいようですね。

ちなみに、このお問い合わせでは、墓石が倒れたことで隣の墓所を壊すようなことはなかったようですが、もしさお石が飛び、隣の外柵を壊してしまった場合は誰の責任になるのでしょうか？

小松 震度5弱で墓石が倒れ、そのために別の墓所に被害が出たとすれば、墓石の設置、保存の瑕疵問題が出てくると考えられます。

民法717条1項に「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることよつて他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」とあり、墓地使用者は占有者に当

たりますので、隣の墓所の賠償責任が生じる余地があります。

占有者である墓地使用者が、「墓石を建立して数年しか経っていない」ということで、石材店の施工上の瑕疵ではないか、と言い出すかもしれません。すると、被害者は使用者だけではなく、「石材店にも責任があるから」と2者を訴えることもできます。

ただし、占有者の墓地使用者が「私の責任ではないから、石材店を訴えて欲しい」といつても、それは共同不法行為責任を主張する被害者にとっては関係ないことです。それはできません。しかし、墓地使用者が「訴訟告知」といつて、石材店を訴訟に引き入れることはできません。

◎墓園管理者の責任と権利

横田 ただ、「訴えられる」という可能性と、それが実際になされるのか、さらには、その結果については、あくまで個別の事案ごとに慎重に見極めたいと思います。

では、墓園管理者の責任は生じないでしょうか？

小松 もともと墓石にひびが入っていたり、灯籠が傾いていて危険な状態を知っていながら墓地使用者が放置していて、墓園側が適切な措置をしていなかった場合は、

墓園側の責任が生じる余地はあると思います。

また、造成工事による地盤改良が不十分で、地盤に問題があった場合や、周囲の山留工事が不十分で山崩れが生じたような場合なども、墓園管理者に責任が生じる場合があります。その造成工事に携わった業者の責任、石材店の地盤調査義務なども問われる余地があります。

横田 この問題についても先ほどと同じですね。

ところで、指定石材店制度のある墓園で、墓地使用者との契約事項に「災害による墓石倒壊の補償」とあっても、

その指定石材店が大きな被害を受け、まったく修復ができない状況だとします。

そこで、墓地使用者が指定石材店以外の石材店に墓石の修復を依頼した場合、墓園管理者、石材店、墓地使用者との利害関係はどう考えればよろしいのでしょうか？

小松 墓地使用規則や墓地使用契約のなかにある「建墓、あるいは墓地の補修（字彫など）においては、指定石材店に行なわせること」といった条項を有効と考えるとしても、今回のような墓石が津波で流されてしまう想定外の損害の場合にまで、指定石材店を必ず通すという契約条項が果たして有効性をもつのだろうか、いささか疑問です。

指定石材店が修復作業をできる状況ではなく、また指定石材店では修復作業の金額が高くといった理由で、墓地使用者が他の石材店に修復依頼すると言ってきた場合、認めるべき余地が出てくると思います。

墓園の一部の墓石がずれたり、ひびが入ったような被害の場合には、契約の想定内でしょうか、条項通りに「指定石材店を通してください」と言えるでしょう。



岩手県陸前高田市市内にある津波被害のあった墓地にて
(2011年4月19日、編集部撮影)

横田 当協会会員のなかでも全体の6割近くの墓石が倒壊してしまった、という墓園があります。また今回の大震災ではありませんが、集中豪雨による土砂災害で相当程度規模の墓地が崩れてしまい、それがお彼岸の時期にかさなってかなりの混乱をきたした、というケースもありました。

墓園管理者としては、「墓石を建立し直すのは使用者の負担でお願いしたい」と使用者にアナウンスしながら、一方で、使用者が指定石材店以外の石材店に墓石の建て

直しを依頼し、無計画で復旧を進められると、墓園全体の復旧計画事業にさし障りが出てくるので、墓園管理者が、「墓園側が計画している復旧プロセスに則って墓石を修復してください」と、使用者に促してもいいものなのでしょうか？

また、そうした場合、当然のことながら、使用者からは「墓園の復旧計画によって、墓石の修復を拘束するならば、修復の幾らかを墓園に負担して欲しい」という声が上がってくるように思われるのですが。

小松 墓園側が復旧プロセスや墓石の修復についてお知らせすることは必要だと思います。使用者が契約しているのは、区画内の権利ですから、墓園のなかで何をしてもいい、ということではないと思います。

一つの墓園で、まちまちの業者が仕事をししてしまうと、施工や契約内容などをめぐり、いろいろトラブルが発生してしまう可能性があります。また、墓石の形や寸法がそれぞれバラバラになってしまうかもしれません。

つまり、墓園の景観、全体の統一が図られないといった理由などから、墓地使用者に対



岩手県大槌町内にある津波被害のあった墓地周辺にて
(2011年4月18日、編集部撮影)

しては使用規則通り、「指定石材店の使用」を求めていくことは、契約上の請求として墓園側の一つの権利だと思えます。

ただし、指定石材店の提示する墓石の値段などが不合理に高い値段であった場合、それでも従う必要があるのか、という問題は出てきます。ですから、墓園側が負担するというよりも、墓地使用者と指定石材店の間に入って、合理的な金額となるよう調整する必要があると思います。



東日本大震災で最大震度7を記録した宮城県栗原市内にある墓地にて（2011年4月19日、編集部撮影）

墓園管理者としては、全体のマネージメントをする権利はありますので、使用者は管理者と協議のうえで、復旧していくことは必要だと思えます。

◎焼骨や墓石の処理

横田 地震で倒壊した墓石を一時撤去したけれども、墓石の所有者が行方不明の場合、その焼骨や墓石の処理は、その墓地の使用契約款に則って契約解除し、平常の無縁改葬の手順で処理する、ということではないのでしょうか？

小松 そうならざるを得ないでしょう。

ただし契約解除の前に、民法30条第2項「戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときも、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ、」にもとづき、行方不明者の「失踪宣告」が必要となります。

墓園管理者も利害関係者ですから、墓石所

有者が行方不明であれば、「失踪宣告」を請求できること
になります。

そのうえで、さらに祭祀承継人がいるかどうかを調査
しなければ、無縁としての処理はできないと思います。

お骨、骨壺が散乱しているケースもあるようですので、
その対応も必要です。焼骨を死体と考えて、改めて埋葬
するわけですから、墓埋法9条1項にあるように市町村
長に届け出て、合祀などすることが必要になってくると
思います。

横田 墓石についてはわかりました。では、墓地・墓園
全体について、あるいは墓地を管理していた寺院等が全
損壊してしまった場合、石材店は使用者に対して、どの
ような対応をアドバイスすべきなのでしょう。

小松 津波で墓域が不明な場合には、墓園の管理者がそ
れまでの状況を勘案しながら、新たに墓域を決める権限
はあると思います。ただし、「ここは私が契約した墓域で
ある」と墓地使用者が証明してきた場合は、管理者は強
行して区画整備を進めることはできないでしょう。

横田 寺墓地が全壊した場合は、檀家さんから新たに
お布施を募らなければ復興できないでしょう。しかし、檀
家さんもお布施どころではないから、墓地も売って、お

寺の再開を断念しようとなったとします。そうするとど
うなるのでしょうか？

小松 霊園であれば区画があつて、墓地使用者の墓域が
はつきりしているでしょうから、その場所が買われてし
まったとしても、墓地使用者の墓地使用権は対抗できる
と思います。墓地の区画図がないような場合は、墓地
使用権があつても対抗できないかもしれません。

ですから、権利確保の手段としては、できるだけ早く
自分が使用していた墓域を確認し、外柵をつくつて、そ
の場所が誰のお墓であつて、使用者が誰なのかを、たと
えばとりあえず白木の墓標などを建てて明示する必要は
あると思います。

◎墓園の管理費、埋葬手数料など

横田 今般の大震災で、また考えられるケースとして、
墓地使用者であつた父兄が亡くなってしまい、経済的に
自立していない承継者となる子供たちだけが生き残った
場合、墓園の管理費は、その子供たちを扶養する方や児
童養護施設に請求することになるのでしょうか？

それとも石材店や墓園が、子供たちが大きくなるまで
しばらくの間は負担するといった話になるのでしょうか？



宮城県気仙沼市内にある墓地にて
(2011年5月17日、編集部撮影)

小松 激甚災害における指定があっても、墓地使用権についての特例の法律はないと思います。よって、墓地使用規則上の管理費の納付義務を怠っているということになれば、法律上は契約解除の余地が出てくると思います。身寄りのない子供に対する手当は、国と市町村が負担してくれると思いますが、その手当て墓園の管理費分まで支給するとなると国の政策上難しいと思います。法律上は管理費が納められなければ、お墓は維持できないこととなりますが、子供が成人になり墓地の有無の

判断ができるようになるまでは、不払いでもそのままにしておくという判断になると思います。横田 そうですよね。「承継」という言葉を使うと、子供たちから遠くなってしまうですが、墓所には子供たちのご両親も眠っているわけですから、道義上、お墓の撤去は難しいでしょう。

小松 この場合、埋葬手数料を誰が負担するのか、という話もあるわけですが、墓埋法9条1項では「埋葬手続きは市町村長が行う」となっていますので、最終的にはその費用は市町村が負担するのかもしれない。

横田 これは極端な話ですが、原発の放射能漏れ事故で、避難指示が出されたエリアの墓園は、墓地使用者の解約が続き、今後経営が成り立たなくなるかもしれません。その場合、電力会社に賠償請求することはできるのですか？

小松 墓地使用権は、準物権的な土地支配権とも言われますが、マンションなどの借家契約とおそらく同様に考えて良いでしょう。

マンションの賃借人の多くが、「放射能被害

があるから契約を解除したい」とマンションを出て行ってしまつて、賃借する人が誰もいなくなつてしまつた場合には、マンションのオーナーが電力会社に対して損害賠償請求をすることは考えられます。

墓地使用者も同じで、「放射能被害があるから使用契約を解除して、他所にお墓を移転したい」ということになつた場合には、永代使用料の返金は必要ないとしても、その分の今後の管理費が見込めなくなつたり、また放射能を理由に、新たな契約ができなくなつた場合には墓所として機能しなくなるわけですから、その分の損害を請求できる可能性は高いと思います。

横田 「罹災証明」の申請ですが、たとえば墓園の約5%の墓石が倒壊した場合、墓園全体を管理している以上、一部の被害であっても墓園管理者や経営者が罹災証明を申請するのでしょうか？ それとも墓地使用者が個々で申請するのでしょうか？

小松 罹災証明は個人（本人か代理人）の申請です。墓地の場合は、墓地経営主体の財産が罹災しているということにはなるのだと思います。災害弔慰金法により、災害弔慰金、災害見舞金、災害義援金は配分されることになると思います。

横田 墓園管理者や石材店は、「罹災証明の申請は、墓地使用者個人での対応になります」ということをお知らせすることも重要ですね。

小松 そうだと思えます。

横田 今回の大震災の被害状況は刻々と変わっています。厚生労働省から『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震』の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」という通知が各都道府県知事宛に出されました。墓地・墓石、また埋葬等についても様々な問題が出てくると思いますので、またお時間を作つていただき、色々と教えてください。本日はお忙しいところありがとうございました。

小松 こちらこそ、いろいろとご教示ください。ありがとうございました。

